

平成29年度 奈良県国土利用計画審議会 特別委員会 議事概要

【日時】 平成29年11月13日（月） 15:00～16:30
【場所】 奈良商工会議所 4F 中ホール
【出席委員】 伊藤委員長、上田委員、小山委員、田中委員、深町委員
(五十音順、以上5名)

◆議 題

(1) 県土利用の基本方針等について

- ①奈良県の観光客の状況
- ②県土利用の基本方針等

奈良県の観光客の状況及び県の主な政策と取り組み、県土利用の基本方針及び利用目的別の基本方向について、事務局から説明した。

◆主な質疑・意見等

(委員) ◆奈良県を訪れた方の観光のパターンや国によって傾向があるのか。
また、年代により、どのようなところに関心を持っているのか。

(事務局) 外国人の傾向では、ロンリープラネットやミシュランなどを参考にされていて、奈良公園周辺や世界遺産の薬師寺、法隆寺が注目されている。吉野地域では、世界遺産の紀伊山地の霊場と参詣道にスペインの方が多く訪れている。中国からは短期間の日程で来られるので、奈良公園に来て、鹿にえさを食べさせることも流行っている。若い方はインスタグラムで、東大寺の大仏様をアップされている。シニア層は落ち着いたところを回られている。

(委員) ◆道路の渋滞が起きていることが、いろいろな面に影響を与えている。

(事務局) 平成26年度に道路整備基本計画を策定し、骨格幹線道路について重点的に整備を進めている。あわせて、観光に資する道路整備や企業立地を支援する道路整備など、目的に応じた道路整備も進めているところであり、少しずつではあるが、渋滞対策も進んでいる。

(委員) ◆工場誘致、増設のための広い土地が県内に少なく、インフラ整備も整っていない。

(事務局) 平成29年1月から6月までの立地件数は21件と好調であるが、一方で一件あたりの単位面積は全国最下位となっており、面積の大きいところは進出していただけない状況にある。企業誘致、企業立地についていろいろな意見・ニーズを聞き、マッチングに取り組むとともに、産業構造の改革として新たな産業用地確保に向けたプロジェクトを進めて、大きなニーズにも早く応えられるようにしていきたいと考えている。

(委員) ◆農地の耕作放棄地が増えている理由として、農地を相続しても、相続した人が農業を行っていない場合がある。

(事務局) 耕作放棄地の増加傾向はおさまっているが、農地持ち非農家と呼ばれる方の放棄地が増えている現状がある。担い手・農地サポートセンターがあり、そこを通して、近隣の方や担い手の方にマッチングし農地の貸し借りをする形も進めている。
平群町の菊や五條市の柿など特定の売れる産物があるところは放棄地が少ない状況にあることから、高収益作物の導入を目指し、改善に力を入れていく特定農業振興ゾーンを設定し、放棄地を解消していきたいと考えている。

(委員) ◆林業の課題は、地域の過疎問題とも密接につながっている。
スイスのフォレスター制度との違いを、どのように考えているのか。

(事務局) スイスとの違いは、木材の売却システムが違うことや林業機械化が進んでいること、林道等の路網が広く整備されるなど基盤整備が進んでいることなどがあり、長年かけて培ったフォレスター制度により人材育成も進んでいる。それら総合的に林業が進んでいることである。

(委員) ◆県内にはすべての地域に歴史的な風土があり、それぞれ特徴的な自然がある。県内で、観光、宿泊が完結できるネットワークがあればよいと思う。農村の原風景や伝統産業を活かすなど、地域資源を活用することで、連携、統合していく方向にこの計画を策定することが必要ではないか。

(事務局) それぞれの地域の特徴を活かしていく施策として、県と市町村が「まちづくり連携協定」を締結し、連携してまちづくりを進めている。地域資源の保存と活用の両立についても動き出しているので、県土利用の計画にも活かしていきたい。

(委員) ◆計画を検討していく中で、その土地にどのような価値があるのか、どのような方向で価値を高めていくのか、魅力のある使い方を考える必要がある。(意見)

<欠席委員からの意見>

(委員) ◆農地マネジメントにおいて工業ゾーンの確保とあるが、必要な農地総量は現在の数値よりも減少するのか。現在の数値までは必要ないのか。

(事務局) 必要な農用地と工業用地が、バランスよく配置される必要があることから、地域の農業に必要な農地総量を確保しつつ、地域振興につながる雇用の確保につながる工業用地を両立させる農地マネジメントの理念を、本年3月に改定した奈良県農業振興地域整備基本方針に盛り込んだところ。今後、市町村が農業振興地域整備計画を策定していくこととなるが、工業用地として農用地から除外した面積と同等の面積の確保を求めるものではない。

(委員) ◆農地から工業ゾーンへ変更する場合、周辺環境との調和を考えていく必要があると考える。農地の中に工場ができると周辺との関係が難しく、どちらにとってもよくないと考えられる。

(事務局) 面的まとまりをもった土地利用の確保は重要で、計画的な利用がなされていない場合には、農業・工業・商業利用等と、街、農村の景観がいずれも低下している可能性があると考えられる。各市町村の将来を見据えて、面的まとまりをもった農地利用が必要と考え、農用地除外や農地転用の際には農地マネジメントの理念に沿った運用を図っていく。

(委員) ◆農業と工業の両立には、周辺環境との調和がはずせないと考える。どこでもではなく、このエリアと選定することが必要ではないか。

(事務局) 国土利用計画では、個別計画等においてエリア選定を行う際に、周辺環境の調和等に配慮したうえで、エリア選定を行うことを記載していきたいと考える。

(委員) ◆森林では施業放置林が増えているのか。

(事務局) 施業放置林については、平成18年度より森林環境税を活用した強度な間伐を実施して、施業放置林の解消に向けて取り組んでいるところ。実績としては、平成18年から今年度の予定を含め、約9600ヘクタールの間伐を実施し、施業放置林の解消を図っているところ。

(委員) ◆無電柱化は県道だけなのか。

(事務局) 奈良県では、①良好な景観形成と観光振興、②安全で快適な通行空間の確保、③道路の防災性の向上の3つの観点から、昭和61年度に国道369号の奈良市内大宮通りにおいて無電柱化に着手し、その後、世界遺産の周辺地等、奈良公園周辺地を中心に県管理道路のうち約20キロについて無電柱化を図ってきた。無電柱化については、県だけではなく国や奈良市、橿原市においてもそれぞれが管理する道路において無電柱化の推進に取り組んでいるところ。

(委員) ◆一定の固まったところに工場を集めることはよいと思うが、「周辺環境に配慮する」ことを明記することが必要だと思う。

(事務局) 国土利用計画では、「周辺環境の配慮」について、明確に記載していきたいと考えている。

(委員) ◆景観法に基づく建築物外観等の規制について、景観計画を策定している市町村はどのくらいあるのか。

(事務局) 景観計画については、奈良県景観計画が平成21年5月に策定され、この計画の対象範囲は、奈良市・橿原市を除く県全体で、奈良市、橿原市は

それぞれの市の景観計画で規制を行っている。その後、平成23年に生駒市、斑鳩町、明日香村、平成25年に桜井市が、景観計画を策定して規制を行っており、残りの市町村については県の景観計画により規制を行っている状況。

(委員) ◆伝統的建造物群保存地区の規制の方が、景観法の規制より強いと思う。景観を入れるのであれば、伝統的建造物群保存地区の保全や活用についても国土利用計画に入れる方がよいのではないか。

(事務局) 伝統的建造物群保存地区についても、国土利用計画に記載したいと思うが、内容についてはそれぞれの担当課と協議しながら決めていきたい。
